

本講演は、2019年12月1日に滋賀県大津市内で開催された再審・えん罪事件全国連絡会の第28回総会で「再審をめぐる情勢と課題について」と題しておこなわれたものです。

再審をめぐる情勢と課題

龍谷大学教授 斎藤司さん

再審をめぐる情勢と課題ということで報告、お話しさせていただきます。今日の報告の柱は4つあります。第1は報告の問題意識です。第2に、日本の再審法制と今の運用状況を私なりにまとめたいと思います。第3に、大崎事件最高裁決定の概要と、そこから見えてくる日本の再審法制の問題点について述べたいと思います。そして、第4に、日本の再審法制をどうしたらいいのか、その改革課題の大きく2つのポイントである再審における証拠開示と検察官抗告について、私の見解を述べたいと思います。

はじめに 報告の問題意識

今、日本の再審問題は大きく動きつつあるといえます。例えば、私が大学院に入った時は2001年で、名張事件が有名でしたが、社会的にはそれほど注目されてはいませんでした。それが今やいろいろな新聞記事などで大きく扱われていて、日本の再審制度には問題があるのではないかという認識は少しずつ強まっていると考えられます。

近年、法解釈だけで再審問題を論ずる見方に変化

その影響は社会だけでなく、研究者の間でも変わってきているように思います。例えば私が学生だった頃の議論は、再審の専門家である大出良知先生や川崎英明先生などを中心に、法律、刑事訴訟法をどう読むかという議論に集中してきたわけです。日本の刑事訴訟法435条6号は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠が再審開始のために必要だと言っているわけです。非常に抽象的で分かりにくい条文です。これをどうやって解釈するのかというのが研究者の役割であり、また正しい解釈を裁判所に伝えるべきことが研究者の任務であるという共通認識だったわけです。

そしてもう一つは、無罪を言い渡すべき明らかな証拠であるということを、裁判所に対してどうやって示して、どういう手順で判断させていくかという研究活動を行う研究者が少なく、限定されていたということもあります。さらには、実務家の先生方とは異なり、研究者というのは基本的に証拠を全部見ているわけではないので、解釈論をベースに「この決定はいい、この決定はおかしい」と評価することになります。しかし、「すべて証拠を見ていないではないか」と反論を浴びることになりますし、どうしても証拠を見ないと分からない、つまり第三者からの検証が困難な証拠をどうやって見るのかという問題と直結して、ある意味で再審問題は非常に高度で専門性があり、研究者の中でも敬遠された部分もありま

す。

このように、結局この事件は有罪か無罪か、冤罪なのかという判断や論証が困難な問題にも関わるので、議論する研究者が非常に限られていて、おそらく研究者の中にも閉塞感があったのではないかと考えています。法解釈というのは限りがありますので、時代がたつにつれ、行き詰っていくわけです。

そういった状況のもと、近年は若干の変化が見られます。つまり、法解釈だけで再審問題をどうにかしようという態度に変化が生じてきたということです。もう少し再審の手續に着目するべきではないか、その代表例が証拠開示で、再審の要件だけじゃなくて、そこに至る手續も整備しないと、適切な再審制度が運用できないということが認識されつつあります。

もう一つ、刑事訴訟法はこの 20 年で大きく変化しました。私が学生だった頃は、取調べの可視化などは考えられない時代でした。取り調べを可視化するかどうかで、学生の中で議論があるぐらいでした。いま学生の中で議論させると、取り調べの可視化は当たり前です。次に弁護人を立ち合わせるのはどうかというところまで、「当たり前」がどんどん変わってきているところです。

このように刑訴法改正がどんどん進んでいる中ですが、控訴や上告、そして再審は全く手付かずです。もちろん控訴や上告については、裁判員裁判に伴って実務上の変化が生じていますけれども、やはり法改正はない。そして一番置いていかれているのが間違いなく再審です。これをどうするのが問題です。

今回の問題意識としては、解釈論も確かに重要で、これを無視するわけにはいかないけれども、やはり再度振り返り日本の再審法制のどこに問題があって、どう改善すべきか。これを少し考えていくということを主な問題意識としてお話をさせていただきたいと思っています。

1. 日本の再審法制と現状

日本の再審制度は基本的にドイツから輸入されたといわれています。ドイツは 3 段階、日本は 2 段階の再審手續をとると言われています。

再審請求人に課された立証責任が重い負担に

再審の手續の第 1 段階は再審請求審です。ここでは再審請求の形式がちゃんと法の要請を満たしているか、そして、再審理由があるかどうかの検討が行われます。これで再審開始が認められると、第 2 段階として再審公判が行われて、有罪か無罪かを判断する。これが二段階の再審手續と言われるものです。

この二段階再審制度の運用としては様々ありうところですが、日本の実務は第 1 段階の再審請求がすべてと言っても良い状態です。ありうる考え方としては、確定判決を変更する余地・可能性が存在するのなら、とりあえず再審開始決定をして、再審公判でしっかり裁判を行い、決着をつけるというやり方もありえます。しかし、日本の今の実務のやり方は再審請求審で全て決着をつけるというものです。再審開始決定が出されたけれども、結局有罪となった事件は 1 件か 2 件あるぐらいで、ほぼ再審請求審で決着がつくということになっているのが現状です。このような運用こそが問題で、変更させるべきだという見解もあります。

再審請求審の現状について特徴を述べますと、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」(刑訴法 435 条 6

号) という要件を満たすかどうかという再審請求がほとんどです。さまざまな再審理由が刑訴法では挙げられているのですが、この明らかな証拠(明白性)がほとんどの再審請求の理由になっています。

もう一つが再審の門を狭めている要因の1つですが、再審請求人に再審開始の要件の主張と立証が義務付けられていて、これが非常に重い負担になっているということです。下手をすると自分が無罪であることを証明しなければならない義務になりかねないわけです。そのため、再審は狭き門で、針の穴にラクダを通すようなものだとも言われていました。

これに対し再審公判は、ほぼ再審請求審で決着がついているので、再審開始決定後の再審公判の意味はどこにあるのかともいわれます。そして、弁護団によっては、有罪・無罪だけではなくて、なぜ冤罪が起こったのか、どういう原因があったのかということをご明らかにすべきという人もいますが、ほとんどの裁判官は消極的です。

日本の再審の到達点となった白鳥決定

このような実務状況のため、学説や実務の議論の大部分が、ほぼ再審請求審における再審開始要件である「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」の意味とは何かということに議論が集中していたというのは仕方がない部分もあります。

「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは何かについて、学説や判例はさまざまな議論を行いました。が、今の到達点とされているのは、皆さんご存知の白鳥決定・財田川決定と呼ばれているものです。白鳥決定では、無罪を言い渡すべき明らかな証拠とは、「確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべき」として、これが明らかな証拠であるかどうかは、「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである。」としました。

抽象的な部分も多く、色々な意味に解釈できる部分もあります。刑訴法435条6号の要件を解釈したものなのに、さらに判例による条文解釈をさらにどう解釈するかという二重解釈になっている部分があり、議論は交錯しました。この白鳥決定をどう理解するかについて、さらに学説で争いが生じたわけです。

もう一つ重要な判断として挙げられるのが、白鳥決定後に出された香川の財田川決定です。財田川決定は白鳥決定を踏まえながら次のように述べています。「『疑わしきは被告人の利益に』の)原則を具体的に適用するにあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく」、つまり無罪であることが確実だという心証を得ることまで必要ないと。つまり、請求人は私は真っ白の無罪ですというところまで行かなくていいのだと言っています。「確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもって足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の(『疑わしきは被告人の利益に』の)原則があてはまる」と。それで再審開始すべきだと判示したわけで

す。

これも非常に難しい判示ですけれども、できるだけ噛み砕いて説明すると、少なくとも白鳥・財田川決定によって、その後の実務や学説でも共通して受け入れられるのは上記の 2 点で、その他は若干争いがあるので今から整理します。

その前に、再度確認しておかなければならないのは、財田川決定が先ほど述べた通り、再審請求人は、再審開始を得るために自分は真っ白である、無罪であるというところまで証明する必要はないということです。では、どこまで再審請求人は主張・立証しなければいけないかというと、白鳥決定が書いているように、確定判決における事実認定の正当性について、「この判決はおかしいのではないか」という疑いがあって、その疑いが合理的な理由に基づくものであれば足りると言っているわけです。ただ、これでも抽象的なので色々な争いが生じているということになります。

新証拠だけで有罪判決をひっくり返すことまで求められない

そのために、まず確認すべきは、再審請求人は自身が無罪であるということを立証する必要はないということです。白鳥決定以前の状況は、ともすれば自分が無罪であるということを証明しなければならない状況だったのですが、その責任は軽減されたということになります。

そしてもう一つ重要なのは、再審請求人は、自身が無罪であることの立証を新証拠だけで立証する必要はないということです。それまではその新証拠のみで有罪になるような新証拠が求められていたのですが、そうじゃなくていいということです。では何が求められるかというと、新証拠だけではなくて、確定判決の根拠となった旧証拠も総合して判断してということです。それはどういう意味があるのかというのが分かりにくいと思うので、もう少し説明したいと思います。

現実の事実認定はこんなに単純なことではないことは重々承知しておりますが、分かりやすいようにデフォルメしております（スライド参照）。例えば、ある殺人事件について有罪判決があって、その有罪判決は主な根拠として自白、自白の内容と全く同じ死因鑑定の存在、そして犯行時刻あたりに犯行現場周辺で被告人が目撃されているという状況証拠を挙げている、と。この 3 点セットで有罪になった場合を想定しましょう。再審請求人と弁護団は調査をして、「この死因鑑定はおかしい」という新鑑定を新証拠として出したとします。基本的に、すべての場合とはいきませんが、死因鑑定とは別の結論の鑑定が出てきた場合でも、それだけで直ちに無罪になることは多くはありません。

では、新証拠の死因鑑定のみでは無罪は立証できないから再審開始をしないのかというと、白鳥・財田川決定はそう言わないわけです。例えば、①新たな死因鑑定のみ、おそらく無罪を直ちに立証できるとまではいかないでしょう。しかし、②有罪判決を支えていた旧鑑定証拠はおかしいということがわかります。そして、さらに検討すると、③この死因鑑定と自白は同じ内容なのだから、死因鑑定だけではなくて今度は自白もおかしいではないかという話になってくるわけです。これを波及効といいます。このように、死因鑑定がおかしいと自白もおかしいのではないか、自白がおかしいとなるとこれを支える状況証拠の評価もおかしいのではないかという話になってくるわけです。このような証拠の影響と波及効をどこまで認めるか（狭く評価するか、広めに評価するか）が実務で分かれていて、これが厄介なところなんです。

この①、②、③という経路を経て自白がおかしいということになると、恐らくほとんどの事件の場合

では、自白は有罪認定の柱、つまりこれが崩壊すれば有罪認定も崩壊する形になるので、この場合は有罪判決の事実認定に合理的疑いが生じるという構造になると白鳥決定は言ったわけです。それまでは新証拠だけでこの構造を一発で爆破するぐらいのインパクトが必要だと言われていたのですが、そこまで必要ないとされたのです。

確たる柱がない事件の再審開始決定で困難を伴う

これに対して一番問題となるのが、確たる柱となる証拠がない事件の再審です。例えば、再審請求人の犯行を目撃したとか、犯行現場から逃げるのを見たという他者の供述があるけれども自白がないとか、死因鑑定があつて状況証拠が色々あるが自白はないという場合、確たる柱はないわけです。この柱さえぶっ壊せば確定判決が揺らぐとか無罪になるということが分かりにくい。これを柔構造の有罪判決と言いますが、一番厄介です。日野町事件も大崎事件もこれにあたると言っていいいかもしれません。

このような事件は新証拠を作りにくいのです。なぜ作りにくいかというと、ターゲットとなる柱を決めにくいからです。例えば、いろいろ検討して、犯行現場に被告人の指紋があつたじゃないかという旧証拠があつたとして、それは嘘だった、他の人の指紋も発見されたということが新証拠で分かったとします。これは被告人に有利な証拠であるということは明らかですが、おそらくそれだけでは無罪は出ません。さらに、その波及効を検討して、有罪認定を支えていた状況証拠の一部がおかしいということが判明しても、確かに影響はあるけど、確定判決が揺らいでいるとまでは言えないといわれるかのうせいがあるのです。そうすると有罪判決の事実認定にも合理的な疑いは生じないから、再審は開始しないということになるわけです。

この問題との関係では、そもそも確定判決自体がおかしい場合は、どうしたらいいのかという問題も出てきます。確定判決を見て、どうやったらこんな有罪認定ができるだという事件が多くあります。そもそも確定判決をおこなった裁判所の判断自体がおかしいということが往々にしてあるわけですが、皮肉にもそういった判決のほうが再審では攻めにくいのです。なぜかと言うと論理自体がめちゃくちゃだから、論理的に新証拠の波及効で叩くことがなかなか難しいわけです。

財田川事件はその典型的な事件で、およそ有罪が出るような事件ではありませんでした。そして、再審開始・無罪となった。そのため、新証拠にそれほど力がなくても、確定判決自体がおかしいから最高裁は再審開始をしたのではないかという理解もあるわけです。この問題はなかなか決着がつかない。白鳥・財田川決定との論理との関係で、裁判官が頭を悩ませて弁護団と皆さんが頭を悩ませているのが、こういった柔構造の事件ではないかと思います。

確定判決の弱さをどこまで評価するかで「再審格差」が起きる

白鳥・財田川決定によって再審の実務が大きく変わったことは疑いなく、それは再審請求人に有利な方向に変わったことは明らかです。では、その後、何が問題になったのかと言うと、疑問が多々ある有罪判決でもえん罪を救済できない、救済されない判決も多々あったということです。

若干抽象的で難しいところもありますが、例えば

DNA 鑑定で明らかに被告人と犯人とは別人物ということが分かるというのは、「強い」	新証拠の強さ	確定判決の強さ	明白性判断
新証拠ということになります。弱い	強い	強い	△
いというのは、それだけでは無罪は出ないし、柱となる証拠を直接叩くことはないような証拠のことを「弱い」と評価してみましょう。確定判決にも、確	強い	弱い	○
たる証拠がある、強い柱があるというものを「強い」と評価し、何が柱となっているかわからないとか弱い証拠を複数集めて総合して有罪にしたという柔構造の判決、さらにはそもそも有罪判決が出たほうが信じられないという確定判決を「弱い」と評価してみましょう。	弱い	強い	×?
	弱い	弱い	△

このような評価を前提に整理すると、新証拠が強くて確定判決が強いとなると、これは結果は一概に分からないということになります。強い新証拠で強い確定判決をどこまで揺るがせられるかが問題となるからです。例えば、DNA 鑑定一発で無罪は明らかだと、再審開始決定が出るということになります。さらに、新証拠が強くて確定判決が弱いとなると、これは一発で再審開始になるでしょう。

他方で、新証拠が弱くて確定判決が強いとなると、なかなか難しいというところです。どちらも確たるものがないという時に、おそらく裁判官も悩むと思うのです。「確定判決にも多くの疑問があるけれども、新証拠を見ても無罪の可能性がなかなか出てこない。むやみに確定判決を変更するわけにもいかない」、と。このように、なかなか再審開始が出るかどうかかわからないケースをどう救済するか、これは今での重要な問題です。

つまり、ここで何が言いたいかと言うと、やはり白鳥・財田川決定の後の実務でも、確定判決の「弱さ」というものの再審請求の段階をどこまで評価するかが争われてきたわけです。確定判決は維持しなければならない、他方で確定判決だけを見てもいくつか疑問点・問題点がある。この「弱さ」と新証拠を考慮すると、再審を開始すべきか。この判断は裁判官次第になりますので、そこでいわゆる「再審格差が出てくる」ということが言いたいのです。再審請求をめぐる問題としては、新証拠が強い場合は、裁判官のそれなりに再審開始の理由を示せるので再審開始決定が出やすい。やはり一番問題は、新証拠がそこまで強くない場合で、確定判決も弱い場合、裁判官は悩む。どちらともいえる。再審開始決定も出せないわけではない。それだけに、再審開始決定を出したとしても、検察官が不服申立てをして、ひっくり返されるかもしれない。そうすると、再審開始は出さない方がよいかもしれない・・・というように再審開始決定が出されないこともあるでしょう。この場合、誤判救済がなされないのです。このような事件に、どのように対応するか。白鳥・財田川決定が示したルールを守れ！といっても、限界があるようにも思うのです。では、どうすべきかが、今の1つの大きな問題です。

白鳥・財田川決定をめぐる学説と裁判実務との間に大きな開き

専門的な話になって恐縮ですけれども、学説での問題点もお伝えしたいと思います。白鳥・財田川決定が出た後、さっきの整理とも関連しますが、大きく分けて二つの問題点が認識されていて、これは研究者の中でも争いがありますので、皆さんからのご教示いただければと思います。

第一に、確定判決をどこまで前提とすべきなのかというのが、研究者の中では争われています。たとえば川崎英明先生や高田昭正先生が主張されている証拠構造論という見解があります。この証拠構造論とは何かと言いますと、確定判決の枠組みを前提とすれば、確定判決は揺らいでいる。例えば、判決の根拠の1つとなった鑑定が揺らいでいる場合は、再審開始決定を認めるべきだという理屈になります。なぜかと言うと、確かに無罪とまでは言えないけれども、確定判決を支える柱や構造は揺らいでいるじゃないか。つまり、確定判決を見直すべき可能性が生じているのではないか。それが生じている場合は、「疑わしきは被告人の利益に」の原則があるのだから、再審開始決定を出すべきだという議論なのです。確定判決という構造物・建造物がグラグラし始めたら、それは「確定判決の家がしっかり建っているのか疑わしい」のであるから、全部チェックしなければいけない、ということで再審公判に行くべきだという考え方です。これが白鳥・財田川決定の言いたいことだと主張されるのです。

これに対して、ちょっとそれだと多くの場合が再審公判にいつてしまうので、やはり再審請求人の有罪の事実そのものに合理的疑いが生じるかどうかを判断すべきだという意見もあります。つまり確定判決の構造が揺らいでも、「揺らいでいるだけで、他の証拠を踏まえたら有罪ということは可能ではないか。その場合は、再審公判を開く必要はないではないか」という論理です。実務は、白鳥・財田川決定は後者の立場を取っていると理解しているようで、ここがややこしいところです。

なぜなら、後者の見解は、先ほどの話と結びつきますが、新証拠が弱くても確定判決が弱いと判断できれば再審開始をしていいのかということ、かなり消極的になってしまうからです。つまり、再審請求を受けた裁判所が、自分の判断で確定判決を勝手に全部再チェックして勝手に判決していいのかという問題があるのです。これについて、実務はやはり非常に消極的でして、むやみやたらに確定判決を見直すべきではないと。支える証拠や構造が変わっていても、最終的に有罪という結論に大きな疑問がない限りは、再審開始はできないというわけです。その意味で、実務は新証拠に一定の強さを求めています。まさに大崎事件の最高裁決定はこの考え方がとっているように思われます。弱い新証拠で再審開始決定をするべきではないという考え方が、実務では非常に強いのだと思います。確定判決は確定判決として大事だと。新証拠に一定の強さや一定の説得力があって、初めて確定判決を見直してもいいし、再審開始を出すかどうかを検討していいと。それが無いにも関わらず、確定判決を再検討してはダメなのだという論理をとっているように思われます。そういう意味では、実務と学説の立場の間には一定の距離があることは明らかだといえるでしょう。

2. 大崎事件最高裁決定と再審法制の問題点

では、次に大崎事件の決定とその問題点を挙げていきたいと思います。大崎事件の確定有罪判決には大きく分けて三つの柱があります。一つ目が犯行現場や死体遺棄の現場です。被害者が酔っ払っていた

ところ、地元の人が泥酔したのを見て被害者宅に連れて帰った。その時は息があったので放置してきた。ところが、2つ目に、半日後ぐらいに被害者が堆肥の中に埋まって死亡しているのが発見されたということです。第3に、共犯者の方々も供述弱者と言われていますが、共犯者供述や、犯行を共謀しているのを見たという目的供述があったということ、そして死因鑑定と共犯者供述が、絞殺したということで一致しているということで、有罪判決が出たというものです。これ自体ちょっと怪しい事件で、確定判決が「弱い」部類に入るのではないかと思います。

今回の最高裁の評価によると、まず客観的状況として被害者宅と被害者宅の隣にある被告人宅、この2軒にいる人物以外に犯人はありえない、そして、被害者は他殺された可能性が極めて高いとなると、犯人像が絞られるとされます。このように犯人像が縛られる中、最高裁は、共犯者供述や目撃供述があるということで、被告人も犯人であることを前提としています。

これに対して弁護団は、共犯者供述に信用できない虚偽が含まれているということを示すために、供述心理学鑑定を1つの新証拠として使いました。さらに、死因鑑定については新たな鑑定が提出され、再審開始が出るかどうかの問題になったのです。

・鹿児島地裁の再審決定

鹿児島地裁の原々決定の再審開始を認めました。その主な内容は、2つの鑑定が一定以上の証明する力を持っているということです。まず、死因鑑定については、頸部圧迫による窒息死と推定した旧鑑定の証明力、つまり証拠としての価値を低下させているとされました。被害者は連れて行かれる前にベロンベロンに酔っ払って自転車で溝に落ちたという可能性があるとするわけです。その時に重要な臓器に傷を負って失血死していた可能性がある、と。そうすると旧鑑定は信用できない可能性が出てくるということになるとしました。

もう一つの鑑定である供述心理学の鑑定は一定の合理性を有し、これに関する目撃供述の価値は減殺されるのだとされています。この両方を合わせると有罪判決を支える二つの柱が大きく力を失って落ちるので、再審開始決定がだされたのです。

・福岡高裁宮崎支部の再審決定

これに対して福岡高裁宮崎支部で出された再審開始決定は、同じく再審開始決定なのですが、若干評価が違います。供述心理学の鑑定についてはそれほど力がないと評価して、新たな死因鑑定だけに着目すべきだとしています。ただ、旧死因鑑定については、確定判決の評価を見直しているのです。旧死因鑑定は重要な証拠ではないと。なぜなら、色々な死因を考えて、これを「これはあり得ない、これもあり得ない」と消去法で否定して、窒息死が一番妥当であるという推測に過ぎないから、そもそもこの旧死因鑑定は、そもそもそんなに力のない旧証拠だと言っています。

他方で、新鑑定により被害者が窒息死ではなく出血性ショックで死亡した可能性が存在することが明らかになった。これを前提とすると、死因や死亡時期の関係で、被害者が殺害されたことそのものに疑問が生じるとされます。つまり確定有罪判決の論理は、犯行現場に被害者を連れていった時は、まだ生きていたということが前提とされているのです。生きていたからその後に誰かが殺したという論理なので、その前に亡くなっていたとか、ほぼ息も絶え絶えだったという場合には、この推論が成り立たないのだとされたのです。そのため、犯人像を絞ることは困難で、共犯者自白を信用することは困難である

として再審開始決定が出されたのです。

・最高裁による再審開始決定の取消し

これらの再審開始を批判・否定したのが、今回の最高裁決定になるわけです。まず最高裁は、供述心理学については、高裁と同様それほど力がないと判断しました。次に、新たな死因鑑定については、結論から言うと高裁は死因鑑定の証明力を強く見過ぎだとしてしました。その理由としては、新しい死因鑑定の方法は、当時の写真から判断しており、不鮮明な 12 枚の写真から得た死体の情報に基づいておこなっている鑑定だから、それほど信用性がない、あるいは不十分な死因の可能性の判断のみしかしていない、他の死因の可能性についての検討が不十分であることなどがあげられています。

高裁は死体遺棄現場や死体の状況を前提とすることはできないと判断しているわけですが、最高裁はこれを前提としています。最高裁は、確実に認定できる客観的な状況からすると、犯人像は絞れるし、共犯者供述の信用性は相応に強固であるとします。つまり最高裁は新しい死因鑑定は弱いものであるとし、高裁が弱いと判断した確定判決は一定程度強いと判断したのです。つまり、最高裁の判断からすると、高裁の判断は新鑑定の判断を強く見積もりすぎであるし、確定判決を弱く見積もりすぎているとして、再審開始決定は不当だとしたのです。

この論理自体は理屈としてあり得ないわけではないのですが、最高裁がこれやっていいのかということが 1 つの問題です。もう 1 つは、全く証拠調べもせず、再審請求人側の言い分も全くに聞かず、そして科学的判断の価値というのは専門家しか分からないのに最高裁の裁判官だけで判断し、著しく正義に反するということで棄却していることの問題性です。どちらの判断が著反正義なのか、疑問といわざるを得ません。非常に問題がある判断だと思います。

ただ、今日の報告では、この決定の問題点はこれくらいにとどめ、ここから見える再審法制の問題点を示すものとして整理したいと思います。

「確定判決がおかしい」だけでは、再審開始できないというのが最高裁の考えか

このような大崎事件最高裁決定から見える最高裁の論理と引きつけて、再審法制の問題点を示したいと思います。結論から言いますと、この最高裁決定は、今の再審法制の問題点のいくつかを如実に表しているというのが私の評価です。

第 1 に、原々決定、原決定、最高裁決定のいずれにも共通しているのですが、確定判決の強さとか構造をかなり気にしているにもかかわらず、その評価がバラバラであることです。おそらく原決定と原々決定は、新証拠がなくても確定判決にかなり問題があると見ている。それに対して最高裁は、よほどの新証拠がない限り、確定判決を見直すべきではないと思っている節がいくつか現れているわけです。客観的状况からすれば犯人像は絞れるし、共犯者の供述は相応に強固であると。なぜ、このように評価しているかというと、「確定判決がそう言っているから」ということしかありえないわけです。

もう一つの特徴が、新証拠に一定程度以上の強さを求めている点です。おそらく最高裁判事が考えたのは、再審請求審で再審開始をするためには、確定判決にはおかしい部分がある、つまり無罪判決が出される可能性があるというだけでは不十分だと考えていると思われます。確定判決が用いた証拠を、ともすれば崩れたら補修しながら組み替え、それでも有罪なのだと言えるのであれば、再審開始決定をし

なくてよいと考えているのではないか。つまり、再審請求をうけた裁判官は、まずは確定判決を前提として判断し、新証拠によって確定判決がちょっと傷ついたとか揺らいだ時は、補修をしてもいいし部品を組み替えて「ほら、まだ立つでしょ」という風にやってもいいのだと考えているのではないか、と思われるのです。以上を踏まえて、被告人が有罪であるということ自体に合理的な疑いが生じるかどうかを判断しているというのが、大崎決定の論理なのではないでしょうか。

第2に、再審請求審が再審開始決定だけでなく確定判決について再検討・再評価を行う条件として、一定以上の強い新証拠を求めているのではないかということです。このような新証拠がないのに確定判決を再検討すべきと考えているのではないか。これに対し、そもそも有罪判決を出せるような証拠ではなかったとして再審開始決定を出すということはダメだと考えているのではないのでしょうか。

第3に、新証拠がもたらす波及効についてですが、再審開始決定を認めた原決定、原々決定は広く見積もりすぎたと、最高裁は考えたのではないかということです。波及効というのはそんなに簡単に認めていいものではない、慎重に判断すべきだと考えているのではないか。あるいは、これを今の活発な再審をめぐる動きに対する牽制としてのメッセージを込めた可能性もゼロではないと思います。

3. 再審法制をどうすべきか？

このような大崎事件の最高裁決定の論理の評価が正しいとするならば、やはりいくつかの問題点があると言わざるを得ません。これをベースとして、最後に再審に関する法整備をすべきかについてお話ししたいと思います。

手続もなく情報収集権限もない、アンフェアな再審制度

1つは、日本の再審法制全体に言えることだと思いますが、再審請求人に対する負担が過度に重いという問題です。これは諸外国と比べてもかなり重いというべきです。かなり重いにもかかわらず、これに相応しいルールや手続が整備されていないことが大きな問題だと思っています。

ここまで述べてきたように、再審請求人には重い負担が課せられています。まず裁判官が強い新証拠を求めていますし、一定の強い新証拠を出しても確定判決の証拠を組み替えていいと考えているのであれば、裁判官による証拠構造の組み換えや証拠評価の変更も前提としながら、自身の有罪に合理的な疑いが存在することを示す負担が課せられていることになります。確かに無罪の立証よりは負担は軽いですが、非常に重い負担であることは明らかなです。なぜかと言うと、ともすれば再審請求審の判断が通常の刑事裁判における有罪無罪の判断と同様の構造にあるからです。通常の刑事裁判はどうかと言うと、通常の刑事裁判は挙証責任＝説明する責任を課せられているのは検察官です。検察官には証拠を収集する強い権限が与えられています。そして証人を呼ぶこともできます。これに対して、これに近い負担を課せられている再審請求人には何の武器也没有ません。これ自体がアンフェアで、手続自体がおかしいことを示しているといえるのではないのでしょうか。

また、通常の刑事裁判ではいくつかのルールがあります。例えば事実認定を誤ることを防ぎ、手続き

の公正さ、フェアネスを保証するための原則や権利保障が様々あります。証人審問権や黙秘権などですね。あるいは直接・口頭主義といったルールも裁判所に事実認定の誤りが起きないように、そして手続がフェアになるように整備されたルールです。

これに対し再審請求審では、このような原則や権利の保障はありません。つまり、再審請求審裁判所は、事実認定を誤ることを防ぎ、手続の公正性を保障するためのルールがないにもかかわらず、十分な原則や権利保障なしに、第一審と同じような事実認定をやっていることになるのです。これは非常に危険なことです。これをやるなら、再審公判すべきなのです。再審公判には第一審と同じルールが妥当します。

第 2 に、再審請求人の負担と再審請求人に提供される情報が見合っていないということです。再審請求人は先ほど言った通り、新証拠によって確定判決について再検討すべきこと、さらに再審開始決定すべきことを納得させる負担が課せられています。これは先ほど言ったように非常に重い負担です。裁判官に「とにかくこの人は無罪の可能性がある、合理的疑いがあるんだ」ということを納得させる大きな媚しい義務なのです。

ただし、これが正当化される場合もないわけではありません。第一審の検察官のような情報にアクセスする権利があるのであれば、これは許されるかもしれない。つまり、証明・説明責任に応じた証拠収集権限があるなら、それはありうるかもしれませんが、このような情報収集権限が認められていません。再審請求審における証拠開示はかなり限定されていて、積極的に応じてくれる裁判所もありますが、非常に不安定な状況です。

このように、今回のお話しの視点は、再審請求人には大きな負担が課せられているが、それに応じた手続の整備もないし情報収集権限もない、これは完全にアンフェアな再審制度と言えるのではないかと思います。

再審の問題点をどうやって解決すべきか

では、このような問題をどのように解決すべきかということについて、最後にお話ししたいと思います。

第 1 に、先ほど述べたように原理や権利保障もなく裸の事実認定をしてしまっているという状況を、どう解決すべきかと言うと、1 つはそんな事実認定をするべきではなく、原則も権利保障もなく再審請求審の判断は限定し、再審開始基準は緩くするという方向性が考えられます。確定判決に誤りがある見込みがあるときは、再審開始基準を緩くして下げて、全て再審公判で決着をつけるべきという方向性といえます。再審公判には手続保障もあるので、そこで有罪・無罪をめぐる争えばいいということになるのです。これは、再審請求審を軽くするという考え方です。

第 2 に、再審請求審で有罪・無罪を争うという現状をそのまま維持するのであれば、事実認定に見合った手続保障を法改正して導入しようという方向性です。今の実務も踏まえながら、手続整備とか法改正をしようというものです。この考え方はあり得ないわけではありませんが、再審請求審と再審公判で 2 回事実認定を繰り返すことになるので、2 段階の再審手続に意味があるのかという疑問が出てきます。

このような問題に加えて、合理的疑いの立証に成功して再審開始決定が出たとしても、検察官が不服申し立てができるという規定が存在することの問題性も挙げられます。結論から言えば、検察官抗告は

制限・廃止されるべきでしょう。ただ、事実認定に見合った手続保障の導入を選ぶ場合、現在の通常手続では検察官控訴があるので、そのこととのバランスも考えるべきということになるのかもしれませんが。

再審開始等に求められる負担に見合った情報にアクセスできないということについては、全面証拠開示あるいは少し限定して再審請求審の審査に必要な証拠の開示といった手段がありえるかと思います。この点、少し踏み込んで説明します。

再審は、無罪判決の可能性の有無のみを審査すべき

まず、再審請求審裁判所が行う事実認定の限定との関係ですが、先ほど申し上げたとおり再審手続は2段階で、再審請求審には通常手続のような手続保障はほとんど認められていません。それゆえ、ドイツも同様の考えなのですが、再審請求審においては通常手続のような有罪・無罪の認定は許されないというのが論理的帰結になるかと思います。なぜかと言うと、再審請求審というのは事実認定が許される場ではないからです。そうであるにも関わらず、ほぼ有罪認定に近いことをやっている現在の実務は、やはり正当化されないというべきです。

再審法制の問題点	ありうる解決方法
①原則や権利保障もなく「事実認定」をしている	a)事実認定の限定→再審開始基準の緩和
	b)事実認定に見合った手続保障を導入
	※b)の場合、再審公判の意味がなくなる
②「合理的疑い」の立証に成功しても、検察官の不服申し立てが存在	a)検察官抗告の制限・廃止
	※もっとも、通常手続における控訴・上告制度との関係
③再審開始等に求められる負担に見合った情報にアクセスできない	a)すべての証拠の開示
	b)再審請求の審査に必要な証拠の開示

再審請求審において許される判断は、新証拠によって確定判決が揺らぐかどうかに限られるべきです。ドイツでは、再審公判で無罪判決が出る可能性が50%を超えれば再審開始決定すべきだとされています。つまり、無罪判決の可能性の有無を審査すれば良いのだということです。有罪か無罪かの本格的な事実認定は、再審公判のみにおいてゆるされるのです。そして、通常手続は検察官による追加立証とか裁判所による自由な評価が許されているけれども、このように考えると再審請求審の目的は限定されるので、通常手続のように検察官が追加立証を行うとか、再審請求人に不利益な証拠の組み替えとか、証拠の評価の変更は許されないというべきです。それは再審公判で許容されるが、再審請求審では許容されないということになるのです。

検察官抗告は不正義かつ非効率的

次に検察官抗告ですけれども、様々な問題点があります。複数の事件で主張されているように、検察官抗告は再審請求手続を長期化させています。それに伴って再審請求人に対する負担が増加しているといえるのです。さらに、再審開始決定の意味との関係です。再審開始決定は何を意味するかと言うと、合

理的疑いが生まれたとの裁判官の判断を意味します。そして、合理的疑いがあるのだと裁判所が判断した場合、抗告によって再度判断し直すということに何の意味があるのかという疑問が生じます。なぜなら、抗告した結果、高裁とか最高裁が合理的疑いは発生していないと判断したとして、その判断が正しい保証はないからです。

再審開始決定がでた場合、合理的疑いが発生しているのかどうかをしっかりと検討するためには、判断の場面を変えるしかありません。つまり、再審請求審の判断が正しいかどうかを判断するのは、正確な事実認定や公正な手続きを目的とした手続保障がなされている再審公判しかないのです。再審請求審を何回繰り返しても一緒なのです。このように、検察官抗告は正しい判断を確保するためには不正義であり、そして不効率の制度であるというべきです。

再審請求審での全面証拠開示は、裁判所のためにもなる

再審請求審における証拠開示ですけれども、ここもほぼ述べてきた通りですが、再審請求人の負っている大きな説明責任、立証責任に応じた情報収集権を与えるべきです。通常手続で立証責任を負う検察官と比較すると、検察官は証拠収集の強大な権限を有しているのに対し、再審請求人は証拠収集権が認められていないことは問題です。さらに、検察官による追加の有罪立証を認め、裁判所による裸の事実認定や証拠評価の組み換えも認めるのであれば、請求人には非常に大きな負担が課されることになります。この負担や義務に応じた情報にアクセスする権限がなければアンフェアであることは明らかです。

確かに、通常手続においては全面証拠開示は否定されています。その制限の根拠は、プライバシーとか証拠隠滅とか虚偽弁解の主張などとされています。しかし、再審請求審ではそんなことはほとんどないというべきです。

この問題について、裁判官が責任を持って裁判すべきだとよく言われます。再審請求審は、裁判所が手続をリードし、被告人に有利・不利な活動、とくに有利な活動を行うべきとされるのです。これを職権主義といいます。しかし、職権主義で裁判所がリードできているのは、裁判が始まる前に検察官から一件記録という膨大な記録を送られているからなのです。つまり、豊富な情報があるからリードできるわけです。これに対し、何の情報もなくリードすることは不可能です。これを踏まえて、再審請求審について考えると、再審請求審の裁判所は再審請求人と同じ情報量なのです。つまり、再審請求審では裁判所にも情報はないのです。リードしたくてもできないし、どうしたらいいか分からない。じゃあ誰が一番リードできるかというと、今は検察官なのです。検察官は大量の証拠を持っているからです。そういう意味では、裁判所はアクティブな活動を要求されながらも、やりたくてもできない。実質的には検察官に支配されざるを得ない状況になるのではないか。その意味でも検察官の再審請求に対する関与のあり方は非常に問題だと思います。

このように裁判所がリードするためにも、検察官の情報は皆でシェアすることが絶対に必要で、再審請求審における全面証拠開示というのは、裁判所のためにもなるといえます。

まとめ

最後にまとめです。第 1 に再審請求の実務に対しては、解釈論や運用の工夫がなされてきました。ただ、再審請求審裁判所のある意味の「独走」を十分に防ぐことは、現在できていません。ただ、その独走にもいくつも背景があり、少ない情報量、再審請求審のみの職権主義の採用、少ない根拠条文などの背景もあります。そうすると再審請求審の問題は、刑訴法が明文で予定していないはずの検察官によるあらゆる意味での関与や影響力の強さを背景としても、この解決が喫緊の課題であるといえます。この解決方法としては、検察官の関与や影響力に応じて手続を整備するというやり方もありますが、もう 1 つの方法としては、検察官の関与を制限・否定するという方向性もあります。

このような目的からすると、再審請求の負担や責任、そしてそれにふさわしい情報量と情報収集権限に着目することが必要です。例えば、ドイツの制度や運用がよい例になると思います。ドイツでも、再審請求人は一定の証明責任を負っていますが、他方で、豊富な情報量に接することができます。そもそも通常の裁判で提出される一件記録自体が豊富な情報量を持っていますし、それ以外の記録にもアクセスできるのです。

他方で、イギリスは「再審請求をします」という文章を、請求人が書いて出せば、請求人の役割はほとんど終わりです。その提出後は、行政委員会の刑事再審委員会というところが、情報を収集したりして再審を行うかどうかを判断する。再審判断者が、強い権限を持って、いろいろな手続をリードして判断するという点は重要です。この制度は、一つの情報量と請求人の負担のあるべきバランスかなと思っています。

これに対し、日本は圧倒的にバランスが悪いというほかありません。諸外国のバランスのとり方を検討しながら、それも見習いつつ再審請求手続を整備していくというのが妥当ではないでしょうか。

みなさま、ご静聴ありがとうございました。

第28回総会の様子



聞き入る会場



斎藤司教授



冤罪当事者の皆さん

